

用語解説

あ 行

あんしん歩行エリア

歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、緊急に対策が必要な住居系地区又は商業系地区において、地域住民の意見を聞きながら、公安委員会と道路管理者が連携して、歩行者空間の整備、信号機等の整備、交差点の改良、歩行者・自転車優先ゾーンの形成など、面的かつ総合的な死傷事故抑止対策を講じることにより、死傷事故を約2割抑止するとともに、そのうち歩行者又は自転車利用者に係る死傷事故を約3割抑止することを目指すもの。

「金沢八景駅周辺地区」として、金沢文庫駅東側地区の大部分がエリア指定されています。

いえ・みち まち改善事業

防災まちづくりに向けた横浜市の事業のひとつ。一定の基準の中から選ばれる地区を対象に、地元への防災情報や改善制度の情報提供や意識啓発を図り、住民と協働して作成する「いえ・みち まち改善計画」を基に、既存の制度（狭あい道路の拡幅・住宅の耐震改修等）の活用を促進するなどして地域の防災性の向上と住環境の改善を図る総合的な事業。

金沢文庫駅東側地区では、泥亀一・二丁目、金沢文庫駅周辺と一部の地域を除いて、ほぼ全域が当事業の対象となっています。

か 行

幹線道路

主に都市間や市内の各地域間の交通を担い、都市の骨格を形作る道路。高速道路や地区幹線道路と体系的に組み合わせて整備され、市内の道路ネットワークを形成します。

金沢区では、国道16号・国道357号・泥亀釜利谷線・柴線（金沢海岸通り）などが幹線道路として位置付けられています。

狭あい道路

幅員4m未満の道路で一般交通の用に供されているもの。古くからの市街地に多く見られ、消防・防災・救急活動の妨げとなるほか、日常の交通や日照・通風など生活環境の面から様々な問題を抱えています。

狭あい道路整備促進路線

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例で指定された防災等の側面から、幅員4mへの拡幅が特に重要とされる路線。この路線に接した敷地については、拡幅の支障となる物件の除去や舗装整備に対して助成を行います。

建築協定

住宅地等の良好な環境を維持・改善することを目的として、土地所有者等が全員の合意により、建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠等に関して、建築基準法等の基準にさらに制限することを「約束（署名・捺印）」し、その「約束」を市長が認可する制度。有効期限は一般的に10年程度で、認可後の運営は地元住民で組織する運営委員会により行います。

広域避難場所

地震による大火災が多発し炎上拡大した場合、その炎や煙から市民の生命・身体を守るための一時的な避難場所。安全確保のため、防火水槽・機材庫が整備されています。現在、金沢区では区内13ヶ所が割り当てられています。

木造建物等からある程度離れた地域や、耐火建物等輻射熱を遮断する効果のあるもので囲まれた地域が指定され、金沢文庫駅東側地区付近では称名寺裏山一帯、まつかぜ公園一帯、横浜市立大学一帯などが指定されています。

コミュニティ道路

生活道路について、通過交通を抑制し、歩行者優先道路として歩行者の通行の安全を確保するとともに、休息、会話、遊びなどの地域の人々の多様な要求を満たすコミュニティ空間としての役割を果たす道路。自動車の速度を低減させるため、車道部分をジグザグにしたり、歩道幅員を広くしたり変化をつけたりする工夫がなされています。

さ 行

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るためにおこなわれる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業。中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区などにおいて、土地を高度利用した不燃建築物を新たに建築するとともに、道路、広場などの公共施設の整備を行います。

金沢文庫駅東側地区では、金沢文庫駅東口地区（約0.6ha）が第一種市街地再開発事業区域となっています。

市民の森

緑の環境をつくり育てる条例及び横浜市市民の森設置事業実施要綱に基づく、横浜市独自の緑地を保全する制度。主に樹林に覆われた概ね2ha以上の土地について、土地所有者と市との間で10年以上の市民の森契約を結び、散策路等の簡易な施設を整備した上で、市民の憩いの場として開放しています。

現在、金沢区内では称名寺市民の森（10.2ha）のほかに、釜利谷市民の森（9.7ha）、関ヶ谷市民の森（2.2ha）が指定されています。

震災時避難場所（地域防災拠点）

横浜市では、市立の小・中学校を震災時避難場所（地域防災拠点）に指定しています。金沢区では26か所の小中学校が指定されており、防災資機材や食糧・水缶詰等が備蓄されています。加えて、区災害対策本部などとの情報伝達や地域住民の安否確認などの機能をもたすよう整備を進めています。

また、各拠点には、地域住民を中心とした「地域防災拠点管理運営委員会」が組織され、災害発生時や平常時の防災対策などについて活動しています。

た 行

地域拠点

横浜市都市計画マスタープランの「全市プラン」等において、主要な鉄道駅周辺を市民の身近な日常生活のために、商業、サービス、文化機能の立地を促進する拠点として位置付けているもの。

金沢区では、金沢文庫と金沢八景が地域拠点とされています。

地区幹線道路

幹線道路を補完し、住宅地と最寄り駅や幹線道路を連絡する地区の中心となる道路。金沢文庫駅東側地区では、泥亀釜利谷線、金沢歴史の道、金沢海岸通りなどが地区幹線道路として位置付けられています。

地区計画

都市計画法第12条の5に規定される都市計画の一種で、「地区レベルの都市計画」と呼ばれています。地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するために、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び道路や公園の配置等について、区域内利害関係者の意向を反映させ、市町村が定める計画です。

都市計画提案制度

これまでの都市計画は、行政が主体となり全体のバランスを考慮しながら都市計画法に基づいて定めてきたが、平成15年1月の都市計画法改正において、土地所有者等が一定の条件を満たしたうえで、行政に対して都市計画の提案ができるものとして創設された制度。提案に必要な条件は次のとおりです。

0.5ha以上の一体的な一段の土地の区域であること

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の都市計画に関する法令上の基準に適合していること

提案区域内の土地所有者等の2/3以上の同意（人数及び面積）があること

な 行

2 項道路

建築基準法第 42 条第 2 項に規定される道路。建築基準法が施行された際（昭和 25 年）、すでに建物が立ち並んでいる幅員 1.8m 以上 4m 未満の道で、一般の交通の用に使用されており、特定行政庁（横浜市長）が指定したものを言います。

この道に接する敷地に建物を建てる場合、道の中心線から水平距離で 2m の線が、道路の境界とみなされます。

は 行

福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とし、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するための推進会議の設置、推進指針の策定や重点地区の指定、さらに建築物、道路等の施設整備などを規定した条例。

ま 行

街づくり協議

横浜市街づくり協議要綱に基づき、市民の協力の下に、行政と市民との間で街づくりに関する相互の情報の提供・収集を行うとともに、下記に定める項目について、市長と事業者が建築計画等について協議を行うことを言います。

建築物や敷地の共同化建築物の壁面

塀等の後退と歩道状整備

建築物用途

駐車場，駐輪場の設置

景観

緑化の促進

広告物等の設置

予定されている事業への協力

街づくりに関する情報の提供

その他

なお、金沢文庫駅東側地区では金沢文庫駅周辺地区（約 16.4ha）が街づくり協議地区に指定されています。金沢区では、他に金沢八景駅東口地区（約 7.5ha）と能見台駅周辺地区（約 24.5ha）でも街づくり協議地区の指定がなされています。

まちづくり協定

地域住民がお互いに協力し合い、より良い住環境・街並みづくりを進めていく上での指針として結ぶ紳士協定。法的拘束力はありませんが、地域住民の住環境・街並み景観に対する意識向上に寄与しています。

街並み誘導型地区計画

地区計画とは、都市計画法第12条の5に規定される都市計画の一種で、「地区レベルの都市計画」と呼ばれています。このうち、「街並み誘導型地区計画」は、個別の建築活動を通じて街並みを誘導しつつ、土地の合理的かつ健全な有効利用の推進及び良好な環境の形成を図るため、壁面の位置と高さの制限を定めることにより、市の認定を受けた場合に、建築基準法の制限である斜線制限と、前面道路幅員による容積率制限を緩和する制度です。

この制度を活用することで、密集している市街地の建替えを促進し、また特色ある商店街をつくることなど、土地の有効利用や良好な街並みの形成を図ります。

や 行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍など、人々の様々な特性や違いを超えたあらゆる人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計を行うこと。

ら 行

緑地協定

都市緑地保全法に基づき、土地所有者等がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定を締結し、横浜市に認可申請するものです。協定には、対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置が定められ、認可の公告後その区域に移転したものに対しても効力を有します。

緑地保全地区

都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内の樹林地や水辺地など良好な自然的環境を形成している緑地を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持する制度で、都市計画に定めます。

地区内での建築・開発行為等は許可が必要になります。原則として緑地の保全に影響を及ぼす行為は禁止となります。

なお、平成16年12月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されましたが、緑地保全地区制度の内容に関する変更はありません。

ローカル消火栓

狭い範囲（例：250m × 250m）であれば、地震による管路の切断確率は低いとの仮定に基づき、これらの地域で整備した初期消火水利を有効に生かすためのローカルエリアの消火栓。これにより、道路閉塞があっても発火地点の近くで必要な水利を得られ、住民による初期消火が可能になります。（いわば、バケツリレーの高度化）